

虐待の防止のための指針

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

当事業所では利用者の人権を守り安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法及び介護保険法の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者虐待の防止とともに早期発見・早期対応に努め措置を確実に実施するために本指針を定める。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

- ① 当事業所では虐待発生防止に努めるため虐待防止検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。なお、委員会の運営責任者は管理者とし、当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下「担当者」という）となる。
- ② 委員会の開催に当たっては関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- ③ 委員会は定期的（年2回以上）かつ必要に応じて担当者が招集する。
- ④ 委員会は次のような内容について協議するが、詳細は担当者が定める。
 - ア 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - イ 虐待などについて職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ウ 職員が虐待などを把握した場合に市町村への通報が迅速かつ適切に行えるための方法などに関すること
 - エ 虐待などが発生した場合その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - オ 再発防止策を講じた際にその効果および評価に関すること

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- ① 職員に対する虐待防止のための研修内容は虐待の防止に関する基礎的内容（適切な知識の普及啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。
- ② 具体的には次のプログラムにより実施する。
 - ア 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - イ 高齢者権利擁護事業/成年後見人制度の理解
 - ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - エ 早期発見・事実確認と報告などの手順
 - オ 発生した場合の改善策
- ③ 実施は年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する。
- ④ 研修の実施内容については出席者・研修資料・実施概要などを記録し電磁的記録等

により保存する。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合は速やかに市町村へ報告するとともにその要因の解消に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業員であった場合は就業規則等に従い厳正に対処するものとする。
- ② 緊急性の高い事案の場合には市町村及び警察などの協力を仰ぎ被虐待者の権利と生命の保全を最優先とする。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ① 虐待等の通報を受けた場合は本指針に従って対応する。職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合は担当者へ報告する。虐待者が担当者本人であった場合は他の上席者等に相談する。
- ② 職員等は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会及び高齢者虐待防止担当者は職員に対し早期発見に努める様促すものとする。
- ③ 虐待が疑われる事案が発生した場合は速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに必要に応じて関係機関に通報する。

6. 成年後見人制度の利用支援に関する事項

利用者及びその家族に対し利用可能な成年後見人制度について説明し、必要に応じて社会福祉協議会などの適切な窓口と連携し利用を支援する。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払い対処する。
- ③ 対応の結果は相談者にも報告する。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針はいつでも事業所内で閲覧できるよう備え置くとともに HP 上に公開する。

9. その他虐待の防止の推進の為に必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等の為の内部研修のほか、社会福祉協議会等による外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう常に研鑽を図る。